

CAN DO



“可能性への挑戦”

第56号

金田会計事務所通信

【 実にシンプルなこと 】

現在イーストクラブという税理士試験合格組の税理士グループの副会長を2年前から務めています。どの会組織でも結成から長くなると問題になってくるのは新しい人、若い人の参加が少なく、いつも同じメンバーばかりが集まり活気に乏しいという傾向です。同グループでも同様に新会長と共に話し合いかにして活性化していくかを取り組み、少しずつ成果が出始めています。会員からの意見収集を通して従来からの研修や懇親会などの交流ばかりでなく、ゴルフに興味ある未経験者のためのゴルフ塾やジョギング仲間を募ったりと趣味を広げていききっかけの場ももうけました。特に私が提案した事務所経営に関する小規模な勉強会には開業歴の短い若手が新規で参加するようになり会員化につながるなど成果が出てきて手応えを感じています。

私は以前から会の懇親会では気のいい仲間同士ばかりで固まっていたり、自慢話や愚痴ばかりを聞かされてきたことから嫌気がさしていました。ですから先輩たちが心やすく事務所の秘密を公開する場を設けることほど関心の高いものはないだろうとの発想でした。自分が何を望んでいるのかがわかれば答えは自ずと出てくるものかもしれません。

ともすれば何かと斬新なアイデアや目新しい取り組みばかりに意識が行くかもしれませんが、ニーズを拾い、提供するという実にシンプルなことですがこれが何事においてもできていないことが多いのです。実現するという困難さより前に、こうあるべきという固定観念やどうせできないという理由を並べることが私たちは得意です。それらが周囲と違うことをするのに一歩を踏み出すことを躊躇させます。一人で壁をぶち破ることはなかなか大変なのは事実ですが、志を同じくする者たちがいればできることも多いのです。

失敗を恐れずにまずは取り組んでゆきましょう。私たちは良きパートナーとして、同志としてお手伝いしてゆきます。答えはすでにわかっているのですから。

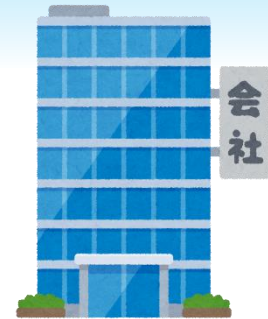
金田 康良

2019年 8月



さまざまな受取配当金の益金不算入制度

近年、企業の形態が多様化し、海外に進出する際に現地法人(子会社)を設立し得た利益から配当を受けるケースが増えてきています。そのような場合企業が配当金を受けた際にその配当金を益金(税務上の収益)として処理しなくて良いケースがあります。これらを総称して**受取配当金の益金不算入制度**と呼びます。



【なぜ益金不算入なのか】

配当金は会社の利益剰余金の中から支払われますが、利益剰余金は法人税を支払ったあとの利益が蓄積されたものです。その配当金に対して課税すると1つの所得に対して2重に課税されることになるためです。

【すべての受取配当金が益金不算入になるのか】

益金不算入として処理することのできる金額には取り決めがあり、以下のように株式の保有割合によって益金不算入額が決まります。

	種類	持株比率	益金不算入額
①	被支配目的株式	5%以下	受取配当金 × 20%
②	その他株式	5%以下超 1/3 以下	受取配当金 × 50%
③	関連法人株式	1/3 超	受取配当金 △ 負債利子(注)
④	完全子法人株式	100%	受取配当金の全額
⑤	外国子会社株式	25%以上	受取配当金 × 95%

(注) 負債利子とは、株式を取得することに要した借入金の利子のこと

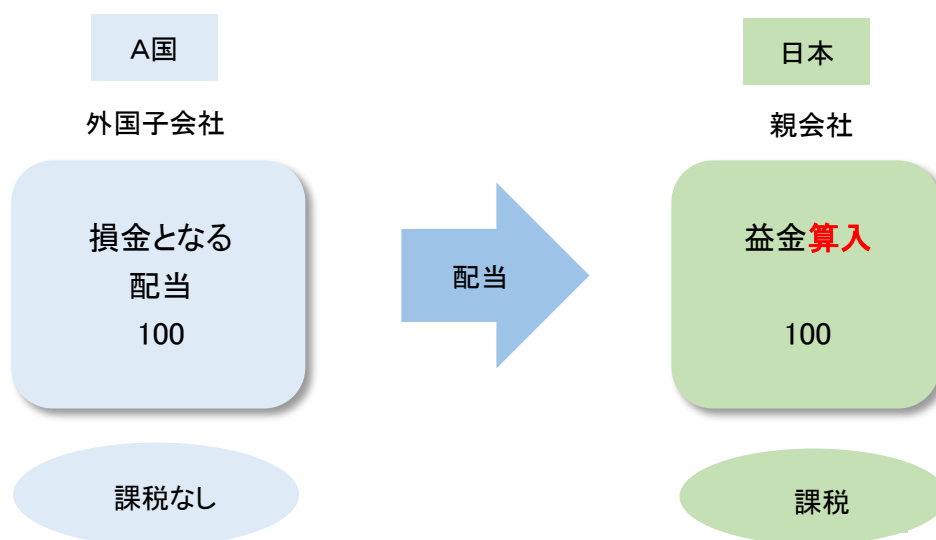
【保有割合を判定するタイミング】

表の①から⑤までは配当の支払基準日に保有している比率で判定しますが、③と④は配当等の額の計算期間の初日から末日まで継続して保有していること、⑤は配当の支払い義務が確定する日以前 6 ヶ月以上継続して保有していることが要件になります。

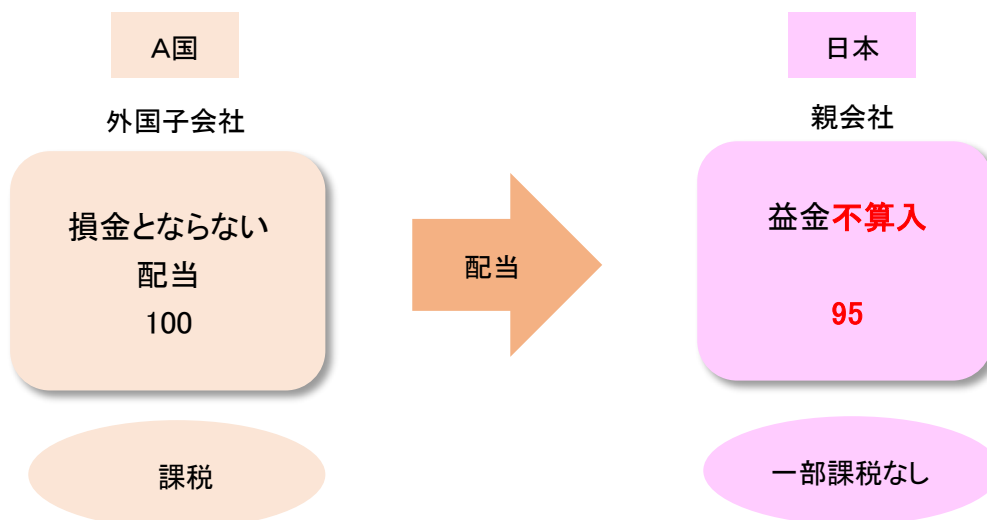
【外国子会社からの受取配当金】

表の通り、株式保有割合が 25%以上であれば益金不算入制度を適用できるわけですが一つ気をつけなければならないことがあります。それは「**配当を支給する外国子会社側で配当の出金時に損金処理をしていないこと**」です。これは配当支給側で損金算入(税金を払っていない)し、受取側で益金不算入(税金を払わない)すると課税上の公平性が保たれないためです。したがって、外国子会社側で配当を支給した時にどのような経理をし、税務申告上の計算をしているのかを調査し検討する必要があります。

＜外国子会社で課税所得の計算上、損金となる場合＞



＜外国子会社で課税所得の計算上、損金とならない場合＞



【具体的な処理】

具体的な経理上の処理としては、受取配当金の入金時には財務諸表上で受取配当金として収益に計上し、税務申告時に受取配当金益金不算入分を別表上で減算する、ということになります。



【まとめ】

- 1) 配当金を受けた場合に、保有割合により株式の種類を区分する(上記①から⑤)
- 2) 株式の種類に応じて、益金不算入額を計算する
- 3) 保有期間の要件に注意する
- 4) 外国子会社からの配当については、相手側での処理を確認する

(文責 : 尾崎 正佳)



書面のスペース上簡単にご説明しましたが、気を付けなければならない事がありますので不明な点に関しましては、いつでもご連絡ください。

突然の対応は色々トラブルになる場合も少なくありませんので、早めのご相談をお待ちしております。気になる点がございましたらいつでもお気軽にご相談ください。

気さくで、信頼できる頼もしい顧問税理士として税務・経営・経理の相談、指導等により企業活動へのサポートを行っています。お気軽にご相談下さい。

